

## 門真市農業委員会定例総会議事録

- 1 日 時 令和4年11月8日(火) 午前10時00分～午前10時21分
- 2 場 所 門真市役所 本館4階 委員会室
- 3 議 長 寺内 隆史
- 4 署名委員  
2番：岩田 隆行 委員 3番：木原 早智子 委員
- 5 出席委員(8名)  
1番：浅田 幸次 委員 2番：岩田 隆行 委員 3番：木原 早智子 委員  
4番：巽 茂樹 委員 6番：寺内 隆史 委員 7番：中野 利佑 委員  
8番：中道 文夫 委員 9番：橋中 信廣 委員
- 6 欠席委員(1名)  
5番：田原 喜信 委員
- 7 職務のため出席した者  
局 長：高田 隆慶  
局次長：吉田 武史  
主 任：谷本 大輔  
主 査：濱岡 大祐  
係 員：河坂 章志
- 8 議案・報告等  
(1) 議案第6号 農地法第3条の規定による農地等の権利移動の許可申請

<会議の詳細>別紙のとおり

【 署 名 】

議 長

寺内隆史

---

署名委員

岩田隆行

---

署名委員

木原早智子

---

令和4年11月8日(火) 午前10時00分～午前10時21分

## 農業委員会議事録

会長

ただ今から令和4年第9回農業委員会総会を開催いたします。  
本日の委員会は、9名中8名の出席で、定足数に達しておりますので、成立しております。  
本日の議事録の署名委員でございますが、  
2番：岩田 隆行 委員  
3番：木原 早智子 委員  
にお願いすることといたします。  
それでは、本日の議事に移ります。  
議案第6号「農地法第3条の規定による農地等の権利移動の許可申請」についてです。それでは事務局説明願います。

事務局

農地法第3条の規定により所有権移転の許可申請がありましたので、ご審議をお願いいたします。  
農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請とは、農地を農地のまま、売買又は貸借等の権利移動を行う場合に申請するもので、所有者が変更となる場合に必要な許可です。  
それでは、申請内容の確認に入ります。  
申請内容につきましては、議案第6号の議案書をご覧ください。  
申請につきましては、番号1から2までの2件でございます。  
許可要件をまとめた資料につきましては、添付書類14ページ及び33ページの農地法第3条調査書をご覧ください。  
また、提出された許可申請書や土地の状況につきましては、添付資料をご覧ください。1ページから37ページまでに提出された許可申請書の写し、地図及び現地調査の写真等を添付しております。  
なお、本申請につきましては、2件とも親族間の無償での所有権移転であり、世帯での営農状況は今後も変更なく行われる計画であり、耕作地は現状のまま田として使用するため、周辺への影響はないものと見込まれます。  
はじめに1件目についてであります。申請内容について、添付資料1ページの許可申請書の写しをご覧ください。  
1の申請者氏名等および2の土地の所在等は申請書のとおりでございます。  
続いて、2ページの「農地法第3条の規定による許可申請書(別添)」をご覧ください。

まず、第1号関係でございますが、1-1に記載のとおり、権利を取得しようとするもの又はその世帯員等が所有権等を有する農地の利用の状況は、全て自作地でございます。

次に、申請地の取得後の営農計画、機械の所有の状況、農作業に従事する者の状況につきましては、1-2の(1)から(3)に記載のとおりです。

3ページをご覧ください。第2号関係につきましては、法人に関する要件であり、本件は個人のため、「その他」に該当いたします。

次に、第3号関係につきましては、信託要件であり、本件は信託によるものではないため、「その他」に該当いたします。

次に、第4号関係でございますが、権利を取得しようとする者及びその世帯員の農作業への従事状況につきましては、「4権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作に必要な農作業への従事状況」に記載のとおりでございます。

次に、第5号関係でございますが、5-1に記載のとおり権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後の農地の面積は5,635㎡となります。

次に、5-2につきましては、経営面積が下限面積に満たない場合の要件であり、本件は該当いたしません。

4ページに移りまして、第6号関係でございますが、これは所有権以外の権原に基づき農地を貸付または質入れする場合の要件であり、本件は該当いたしません。

次に、第7号関係でございますが、「7周辺地域との関係」につきましては、申請書に記載のとおりでございます。

それでは、許可要件の確認をいたします。添付資料14ページ、別添議案第6号、「農地法第3条調査書」をご覧ください。

個人による所有権移転は、農地法第3条第2項第1号・第4号・第5号・第7号の各要件を満たす場合に許可することができます。

まず、第1号要件の全部効率利用要件につきましては、譲受人及びその世帯員はトラクター、田植機、コンバイン、耕運機などの農作業に必要な機械を自己で所有しており、長年にわたる農作業経験もあるため、保有する農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

次に、同項第4号要件の農作業常時従事要件につきましては、譲受人及びその世帯員は、年間150日以上農作業に従事しており、農作業を行う必要がある日数、農作業に従事すると見込まれます。

次に、同項第5号要件の下限面積要件につきましては、譲受人及びその世帯員の権利移転後の耕作面積は5,635 m<sup>2</sup>であり、本市の下限面積である10アール、つまり1,000平方メートル以上の要件を満たします。

最後に、同項第7号要件の地域調和要件につきましては、本件は、権利移転後も、現状のまま田として利用する予定であり、また、現地調査により周辺の農地を含めた当該申請地の利用状況等も確認し、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと見込まれます。

以上のことから、本件は許可できる案件と考えます。

次に2件目についてであります。申請内容について、別添資料19ページの許可申請書の写しをご覧ください。

1の申請者氏名等および2の土地の所在等は申請書のとおりでございます。

続いて、20ページの「農地法第3条の規定による許可申請書(別添)」をご覧ください。

まず、第1号関係でございますが、1-1に記載のとおり、権利を取得しようとするもの又はその世帯員等が所有権等を有する農地の利用の状況は、全て自作地でございます。

次に、申請地の取得後の営農計画、機械の所有の状況、農作業に従事する者の状況につきましては、1-2の(1)から(3)に記載のとおりです。

21ページをご覧ください。第2号関係につきましては、法人に関する要件であり、本件は個人のため、「その他」に該当いたします。

次に、第3号関係につきましては、信託要件であり、本件は信託によるものではないため、「その他」に該当いたします。

次に、第4号関係でございますが、権利を取得しようとする者及びその世帯員の農作業への従事状況につきましては、「4権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作に必要な農作業への従事状況」に記載のとおりでございます。

次に、第5号関係でございますが、5-1に記載のとおり権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後の農地の面積は5,635 m<sup>2</sup>となります。

次に、5-2につきましては、経営面積が下限面積に満たない場合の要件であり、本件は該当いたしません。

22ページに移りまして、第6号関係でございますが、これは所有権以外の権原に基づき農地を貸付または質入れする場合の要

件であり、本件は該当いたしません。  
次に、第7号関係でございますが、「7周辺地域との関係」につきましては、申請書に記載のとおりでございます。  
それでは、許可要件の確認をいたします。添付資料33ページ、別添議案第6号、「農地法第3条調査書」をご覧ください。  
個人による所有権移転は、農地法第3条第2項第1号・第4号・第5号・第7号の各要件を満たす場合に許可することができます。  
まず、第1号要件の全部効率利用要件につきましては、譲受人及びその世帯員はトラクター、田植機、コンバイン、耕運機などの農作業に必要な機械を自己で所有しており、長年にわたる農作業経験もあるため、保有する農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。  
次に、同項第4号要件の農作業常時従事要件につきましては、譲受人及びその世帯員は、年間150日以上農作業に従事しており、農作業を行う必要がある日数、農作業に従事すると見込まれます。  
次に、同項第5号要件の下限面積要件につきましては、譲受人及びその世帯員の権利移転後の耕作面積は5,635㎡であり、本市の下限面積である10アール、つまり1,000平方メートル以上の要件を満たします。  
最後に、同項第7号要件の地域調和要件につきましては、本件は、権利移転後も、現状のまま田として利用する予定であり、また、現地調査により周辺の農地を含めた当該申請地の利用状況等も確認し、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと見込まれます。  
以上のことから、本件は許可できる案件と考えます  
説明は以上でございます。

会長

ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご質問等はございませんでしょうか。  
はい、中道委員。

中道委員

議案第6号の番号2の方の案件ですけれども、譲受人が住んでいらっしゃるところが東京都というところで、当然あり得るケースだと思うんですけれども、一応確認として、21ページの4の権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は云々の読み方というか、そこをきっちり押さええといった方が

いいのかなと思うんで、あえて質問します。世帯員等の読み方だと思っんです。この案件のポイントというのは、親族間で世帯員等といえるかどうかだと思っんです。つまり、ここにあるように住居及び生計を一にする親族。これは番号1の方の同居してはる方に対する贈与ですから、これは支障が無くこれでいいのかなと思っんです。この番号の2の方の案件は、当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族、の要件におそらく入るのかなと思っんです。つまり、子どもとか孫であればかまわないと言っているんだと思っんですが、この2番の案件の東京都在住の方というのは、30ページに住民票つけていただいておりますけれども、本籍は記載のとおりなんですけれども、2親等内の確認というものはちなみにどういう風にされているんでしょうか。つまり、許可するにあたって、大前提となる世帯員等という確認の方法としては、この住民票だけであれば2親等内の方であるというのはわからない。そこは実務的にどのようにクリアされているのか。今後、このようなことがたくさん出てくると思うので、教えていただけたらと思います。

事務局

申請書の提出時にヒアリング等で確認させていただいております。

中道委員

基本ヒアリング、つまり申請人の口頭の申請に基づいて、この人が私の孫です、ということで、わかりました、という確認をされている、そういう理解でよろしいでしょうか。

事務局

そのとおりです。

中道委員

わかりました。  
ちなみに木原委員、こういう場合は2親等内の確認というのは一般論としてどういう風にして行うのが多いのでしょうか。

木原委員

どこまで必要についてということですが、例えば、親族2親等内どうこう云々というのは、一般の許認可では無いパターンですので、通常親族間でどうこうというのは無いですね。例えば、相続だとかそういう時には、当然ながら相続人の確定が必要ですので戸籍等は必須ですけれども、一般的に農地法以外のものでは、本人の能力に関する証明書の提出はあるんですけれども、戸籍の証明を出すこと、あっ、あと帰化くらいなんです。私

もうろ覚えなんですけれども、今年の春くらいに必要以上に書類提出を求めないようにみたいな通達が出たのって農地法がらみであったような、違ったかな。

会長 何か言うてましたね。僕もうろ覚えで。

木原委員 例えば、それを出させることを求めているのかどうかってなってくると、出させないけれども提示するというような書類もあっていいと思うんです。他の許認可でも、提示書類というのと提出書類の2種類あるような許認可もあるんですよ。提出書類が書類と一緒に添付で出させるもので、提示書類は見て返却、というのがあるので、そういう風な方法をとるべきだということであればとるということもありですけれども、ただそれは他との兼ね合い、そこまでするのかどうかということとは必要であると思います。

会長 岩田委員どうぞ。

岩田委員 これ最後に農業委員さん確認しているんで、農業委員さん地元人やから。農業委員さんが地元の人なんで、この人が息子かどうかというのは、最後わかると思います。

浅田委員 100 パーセントかと言われると、わからんところもあります。

会長 そうですよ。そういう部分で確認書類というのが必要になってくることあるのかなど。

中道委員 将来的な課題なんかもわかりませんね。

会長 そうですね。委員の誰も知らないということになってくると、何か確認書類が必要になってくるのではないかなと思いますけれども。  
他に何か質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。  
議案第6号、「農地法第3条の規定による農地等の権利移動の許可申請」について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【委員挙手】

ありがとうございます。全会一致で、議案第6号「農地法第3条の規定による農地等の権利移動の許可申請に関する件」については、議案のとおり許可することと決しました。  
案件は以上でございます。本日の議題は以上でございますので、委員会はこれで閉会とさせていただきます。